

JCB ギフトカード取扱加盟店特約

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

JCBギフトカード取扱加盟店特約

第1条 (総則)

JCBギフトカード取扱加盟店特約（以下「本特約」という）は、JCB加盟店規約（以下「原規約」といい、原規約と本特約を総称して「原規約等」という）に定める加盟店が、第2条に定めるギフトカード取扱いを行う場合に適用する特約事項を定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本特約における用語の意味は、次のとおりとし、別段の定めがない場合は、原規約に従うものとします。

- 「ギフトカード会社」とは、ギフトカードの発行に関してJCBと提携する会社、組織をいいます。なお、ギフトカード会社は、原規約に定める「カード会社」に含めるものとします。
- 「ギフトカード」とは、JCBまたはギフトカード会社が発行するJCB所定規格の商品券で、券面にJCBのサービスマークと金額（以下「ギフトカード金額」という）が明記されたものをいいます。ギフトカードの券種は五百円券、壹千円券、五千円券、壹万円券の4種類とします。
- 「ギフトカード使用者」とは、ギフトカードを使用する者をいいます。
- 「ギフトカード取扱い」とは、加盟店がギフトカード使用者からギフトカードを受領する方法により行う、商品等の販売または提供をいいます。
- 「ギフトカード手数料」とは、当社がギフトカード取扱いによる販売代金（以下「ギフトカード取扱代金」という）の精算を行うに際して、加盟店から受領する手数料をいいます。
- 「ギフトカード精算契約」とは、加盟店のギフトカード使用者に対する個々のギフトカード取扱代金ごとに、加盟店と当社との間で成立する、当社が加盟店に対して第6条第1項に定めるギフトカード精算を行う旨の契約をいいます。

第3条 (ギフトカード取扱いの申請・承諾等)

加盟店は、ギフトカード取扱いを行う店舗、施設（以下「ギフトカード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ両社所定の書面その他両社が定める方法をもって両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、ギフトカード取扱店舗の追加・取消しについても同様とします。

第4条 (ギフトカード取扱い)

- 加盟店は、ギフトカード使用者からギフトカード取扱いを求められた場合、本特約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、ギフトカード取扱店舗においてギフトカード使用者に対し、ギフトカード取扱いを行うものとします。
- 加盟店は、ギフトカードの提示を受けた場合、①名称、金額、発行番号および発行者名が明白であること、②本条第6項に定める取扱店控えが切り離されていないこと、③当社所定の「JCBギフトカード取扱いのご案内」の券面のチェックポイントに従い、当社から送付されているギフトカードの見本と相違ないこと等を含めて、ギフトカードが有効であることを善良な管理者の注意義務をもって確認したうえで、ギフトカード使用者からギフトカードを受領することにより、ギフトカード取扱いを行うものとします。また、ギフトカード金額が販売額に不足する場合には、加盟店は、ギフトカード使用者に対し、ギフトカード以外の支払方法にて差額の支払いが必要であることを説明するものとします。
- 加盟店が代金の精算のために、前項に基づきギフトカード使用者からギフトカードを受領した時点で、ギフトカード使用者の加盟店に対する代金債務は、受領したギフトカードの券面額と同額（ただし、受領したギフトカードの券面額が代金債務と同額か、または代金債務の額を超える場合には代金債務全額）につき、消滅するものとします。
- 加盟店は、ギフトカード金額が販売額を超える場合でも、ギフトカード使用者に対して釣り銭を支払わないものとします。
- JCBまたはギフトカード会社がギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合には、当社は加盟店に対し新しいギフトカードの発行前に見本を送付し通知するものとします。
- 加盟店は、ギフトカード使用者からギフトカードを受領した後、直ちにギフトカードの加盟店用控え部分（以下「取扱店控え」という）を切り取り、再度利用ができないようにするものとします。
- 加盟店は、ギフトカード取扱いを行った日から本特約末尾の表<ギフトカードの締切日・支払日>の締切日までに（ただし、当社が送付を請求した場合には、直ちに）、当該ギフトカード取扱いにおけるギフトカードから取扱店控えを切り取った残りの部分（以下「ギフトカード本体」という）を券種ごとに取りまとめ、両社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。加盟店は、ギフトカード使用者から受領したギフトカードを他に譲渡し、または、本特約に定める以外の方法で換金してはならないものとします。
- 加盟店は、加盟店の責任においてギフトカード取扱いの日から第6条第1項に基づきギフトカード精算代金が支払われるまで取扱店控えを保管するものとし、第三者に譲渡できないものとします。また、加盟店は、当社からの要求があった場合、直ちに取扱店控えを当社に提出するものとします。
- 前八項の規定にかかわらず、両社が別途ギフトカード取扱いの方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法によりギフトカード取扱いを行うものとします。

第5条 (ギフトカードの不正利用等)

- 加盟店は、当社またはJCBからギフトカードの偽造券に関する通知を受けた場合、ギフトカード取扱店舗において提示されたギフトカードが偽造券でないことを善良な管理者の注意義務をもって確認するものとします。
- 加盟店は、偽造、変造、模造または破損と判断できるギフトカードを提示された場合、および、前項の場合においてギフトカードの真贋に疑義があった場合には、ギフトカード使用者に対し、ギフトカード取扱いを行わないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該ギフトカードを保管するよう努力するものとします。
- 万が一、加盟店が前二項に違反してギフトカード取扱いを行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

第6条 (ギフトカードの精算)

- 加盟店は、当社に対し、本条第2項に基づきギフトカード精算契約が成立したものについて、ギフトカード取扱代金の精算（以下「ギフトカード精算」という）を求めることができ、当社はこの精算代金（以下「ギフトカード精算代金」という）を支払うものとします。
- 加盟店と当社との間のギフトカード精算契約は、第4条第7項に基づきギフトカード本体および売上集計表が当社に到着したギフトカード取扱代金について、当社に到達した日に成立して、その効力が発生するものとします。
- 加盟店が支払うギフトカード精算にかかわるギフトカード手数料は、前項に基づきギフトカード精算契約の効力が発生したギフトカード取扱代金を合計した金額に、両社が定めるギフトカード手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
- 当社の加盟店に対するギフトカード精算代金の支払いは、本特約末尾の表<ギフトカードの締切日・支払日>に定める締切日ごとに当社が集計を行い、当該集計の対象となったギフトカード取扱代金について、支払日に当該ギフトカード取扱代金総額より前項のギフトカード手数料を差し引いた金額を当社指定の金融機関口座から加盟店指定の金融機関口座に振込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、当社はギフトカード精算代金の支払いが遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負いません。
- 当社またはJCBに加盟店に対する債権がある場合には、当社は本条第4項により支払うギフトカード精算代金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBに対してギフトカード精算代金以外の債権がある場合には、ギフトカード精算代

金と当該債権の金額を合算して支払うことができるものとします。

第7条（ギフトカード精算契約の取消しまたは解除等）

- 当社は、当社と加盟店との間のギフトカード精算契約の対象となったギフトカード取扱代金について、以下のいずれかの事由が生じた場合、ギフトカード精算契約を締結せず、または取消しもしくは解除できるものとします。
 - ギフトカードまたはギフトカード本体が正当なものでないとき
 - 加盟店が第4条（ギフトカード取扱い）の規定に違反してギフトカード取扱いを行ったとき
 - 加盟店が第5条（ギフトカードの不正利用等）の規定に違反してギフトカード取扱いを行ったとき
 - ギフトカード使用者からギフトカード取扱いもしくは商品等に関し、苦情または相談を受けたとき、ギフトカード使用者と加盟店との間において紛議が生じたとき、またはギフトカード使用者もしくは関係省庁その他の行政機関等から原規約に定める加盟店の禁止行為等に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けたとき
 - その他、加盟店が原規約、原規約に付随する特約または本特約もしくは覚書が適用される場合には当該覚書に違反したとき
- 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとします。また、取消しまたは解除の対象となったギフトカード精算契約に係るギフトカード精算代金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該ギフトカード精算代金を次回以降に加盟店に支払うギフトカード精算代金から差し引くことができるものとします。
- 当社が、ギフトカードについて、本条第1項のいずれかに該当する疑いがあると認め、原規約第19条（調査協力、資料の提出等）第1項(6)（本特約第10条に基づく読替え後のものとする）に基づく調査を行う場合、ならびに、原規約第19条第2項および第3項（いずれも本特約第10条に基づく読替え後のものとする）に基づく調査を行う場合、当社は、調査が完了するまでギフトカード精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過した場合にはギフトカード精算契約を取消しまたは解除できるものとします。なお、加盟店は商品等の受領書、明細等を提出する等、当社またはJCBの調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該ギフトカード精算代金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該ギフトカード精算代金を支払うものとします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第8条（加盟店情報）

第3条に基づき届け出た事項は、原規約の情報の収集および利用等に関する規定に定める加盟店情報に含まれるものとします。

第9条（本特約の取扱いの終了）

- 原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、加盟店におけるギフトカード取扱いも終了するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本特約の取扱いを終了することができるものとします。
- 本条第1項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、加盟店が直前1年間にギフトカード取扱いを行っていない場合については、予告することなく本特約の取扱いを終了できるものとします。
- 本条第1項の規定にかかわらず、両社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、ギフトカードの運営を終了することがあり、この場合、両社は加盟店に対し事前に通知することにより、本特約の取扱いを終了することができるものとします。
- 当社またはJCBは、加盟店が原規約または本特約の全部または一部に違反したときは、原規約に基づく加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、本特約の取扱いの全部もしくは一部を終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。
- 前項に基づき当社またはJCBが加盟店契約を解除し、または本特約の取扱いを終了した場合は、原規約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原規約の他の規定を準用するものとします。
- 本条による本特約の取扱いの終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社およびカード会社は一切の責を負わないものとします。
- 本条により本特約の取扱いが終了した場合、終了日までに行われたギフトカード取扱いは有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該取扱いを本特約、原規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店および両社が別途合意した場合はこの限りではありません。
- 当社は、本特約または原規約に基づき本特約の取扱いが終了した場合、加盟店から既に当社に到着した取引データにかかるギフトカード精算契約を解除するか、加盟店に対するギフトカード精算代金の支払いを保留することができるものとします。この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第10条（適用関係および読替え）

- ギフトカード取扱いにおいては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、原規約は適用されないものとします。
- 加盟店は、本特約に定めのない事項については、原規約（ただし、合理的な限度で読み替える。また、合理的な限度で以下の各号に従い読み替える）の定めに従うものとします。
 - 「信用販売」を「ギフトカード取扱い」に読み替えます。
 - 「立替払金」を「ギフトカード精算代金」に読み替えます。
 - 「会員」を「ギフトカード使用者」に読み替えます。
 - 「カード」を「ギフトカード」に読み替えます。
 - 「手数料」を「ギフトカード手数料」に読み替えます。
 - 「売上債権」を「ギフトカード取扱代金」に読み替えます。
 - 「立替払契約」を「ギフトカード精算契約」に読み替えます。
 - 「カード取扱店舗」を「ギフトカード取扱店舗」に読み替えます。
 - 「本規約」または「本契約」を「本規約およびJCBギフトカード取扱加盟店特約」または「本契約およびJCBギフトカード取扱加盟店特約」に読み替えます。
 - 原規約第19条第1項(6)における「第20条（立替払契約の取消しまたは解除等）第1項（(7)、(9)および(10)を除く）」を「JCBギフトカード取扱加盟店特約第7条第1項」に読み替えます。
- 本特約に規定のない事項のうち、原規約にも定めのない事項については、両社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等（両社がホームページに公表する内容を含む）に従うものとします。

(GIK01・00555・20240401)

<ギフトカードの締切日・支払日>

20190313

取 扱 期 間	締 切 日	支 払 日
1日～当月15日	当月15日	当月末日
16日～当月末日	当月末日	翌月15日

※売上集計表・ギフトカードは、締切日到着分をもって締め切らせていただきます。

※締切日の15日・末日がJCB休業日(土・日・祝)の場合は、前営業日とさせていただきます。

※支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。